

農地中間管理事業が始動します

農地中間管理事業は、地域ぐるみで話し合ってまとめた農地を、農地中間管理機構(京都府農業総合支援センター)が受け皿となって借り受け、公募で選ばれた担い手に貸し付ける事業です。

京都府 農業総合支援 センター

(京都府農地中間管理機構)



- ・農地を貸したい
- ・経営を縮小したい



- ・農地を借りたい
- ・新規就農したい
- ・農地を一ヵ所にまとめたい

「今後、集落の農地をどうしたら活かせるか」「集落の農地を守る担い手は誰か」など、将来の農地利用のあり方を地域ぐるみで話し合い、農地中間管理事業を活用して、地域農業の展望を切り拓きましょう。

私たち現地駐在員もお手伝いします。気軽にお声がけください。



山城ブロック担当
小川 均



南丹ブロック担当
森田 一三



中丹ブロック担当
荒田 好彦



丹後ブロック担当
増田 英雄

●お問い合わせは、最寄りの市町村 又は 京都府農業総合支援センター(075-417-6847)まで

公益社団法人 京都府農業総合支援センター
(京都府農地中間管理機構)

農地中間管理事業を活用すると(メリット)

個人での貸借だと不安もあるけど
公的機関が借り受けるので**安心**



農地の貸し手や地域

- 機構(支援センター)が賃借料を回収しますので、手間がかかりません。
- 契約期間が終わったら、農地は確実に戻ります。
- 「特例付加年金」の受給ができます。
- 以下の要件を満たせば、「機構集積協力金」が受けられます。

①地域集積協力金

対象	要件	単価																
市町村内の「地域」 <ul style="list-style-type: none">● 京力農場プランに基づき、機構にまとまとった農地を貸し付けた地域	「地域」内の農地の一定割合以上が、毎年の12月末時点での機会に貸し付けられていること	単価は、「地域」内の農地の機会への貸付割合による (万円/10a) <table><thead><tr><th>貸付割合</th><th>H26~27</th><th>H28~29</th><th>H30</th></tr></thead><tbody><tr><td>2~5割以下</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>5~8割以下</td><td>2.8</td><td>2.1</td><td>1.4</td></tr><tr><td>8割超</td><td>3.6</td><td>2.7</td><td>1.8</td></tr></tbody></table>	貸付割合	H26~27	H28~29	H30	2~5割以下	2.0	1.5	1.0	5~8割以下	2.8	2.1	1.4	8割超	3.6	2.7	1.8
貸付割合	H26~27	H28~29	H30															
2~5割以下	2.0	1.5	1.0															
5~8割以下	2.8	2.1	1.4															
8割超	3.6	2.7	1.8															
※「地域」とは、集落、大字、学校区など外縁が明確な同一市町村の区域		※単価は年度により異なる																

②経営転換協力金

対象者	要件	単価								
<ul style="list-style-type: none">● 経営転換する農業者● リタイアする農業者● 農地の相続人	経営している全農地を機会に10年以上貸し付け、かつ、機会から受け手に貸し付けられること(農業振興地域内の10a未満の自作地や、機会が借り受けなかった自作地は除く)	単価は、機会への貸付面積による (万円/戸) <table><thead><tr><th>貸付面積(ha)</th><th>単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.5ha以下</td><td>30</td></tr><tr><td>0.5~2.0ha</td><td>50</td></tr><tr><td>2.0ha超</td><td>70</td></tr></tbody></table>	貸付面積(ha)	単価	0.5ha以下	30	0.5~2.0ha	50	2.0ha超	70
貸付面積(ha)	単価									
0.5ha以下	30									
0.5~2.0ha	50									
2.0ha超	70									

③耕作者集積協力金

対象となる農地	交付対象者	要件	単価						
<ul style="list-style-type: none">● 機会が借り受けている農地に隣接する農地● 公表された借受希望者の経営農地に隣接する農地● 一連の農作業の継続に支障がない2筆以上の農地	ア自ら耕作する所有者 イ当該農地を借入耕作する者	対象となる農地を機会に10年以上貸し付け、かつ、機会から受け手に貸し付けられること	単価は次のとおり (万円/10a) <table><thead><tr><th>H26~27</th><th>H28~29</th><th>H30</th></tr></thead><tbody><tr><td>2.0</td><td>1.0</td><td>0.5</td></tr></tbody></table>	H26~27	H28~29	H30	2.0	1.0	0.5
H26~27	H28~29	H30							
2.0	1.0	0.5							



機構(支援センター)が借り入れる要件

- ①農業振興地域内にある農地等であること。
- ②事業により担い手の営農効率があがると認められること。
- ③再生不能と判断される遊休農地などでないもの。
- ④機会が公募する担い手の借り受け希望が見込まれること。
- ⑤貸付希望農地の賃借料が適切であると判断されること。

※借入期間は、できるだけ10年以上とします。

※借入期間中、万が一2年を経過しても借受希望者が見つからない場合は、所有者に返還します。